

平成30年6月

伊那市議会定例会議案  
関係資料

平成30年6月4日

平成30年6月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料(1)	高遠保育園建設工事説明資料……………	3
議案第1号関係資料(2)	高遠保育園建設建築工事配置図……………	4
議案第1号関係資料(3)	高遠保育園建設建築工事平面図……………	5
議案第1号関係資料(4)	高遠保育園建設建築工事立面図……………	6
議案第2号関係資料	市道路線認定位置図……………	7
議案第3号関係資料	伊那市税条例新旧対照表……………	8
議案第4号関係資料	伊那市定住自立圏形成協定の議決に関する条例新旧対照表……………	9
議案第6号関係資料	伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表……………	10

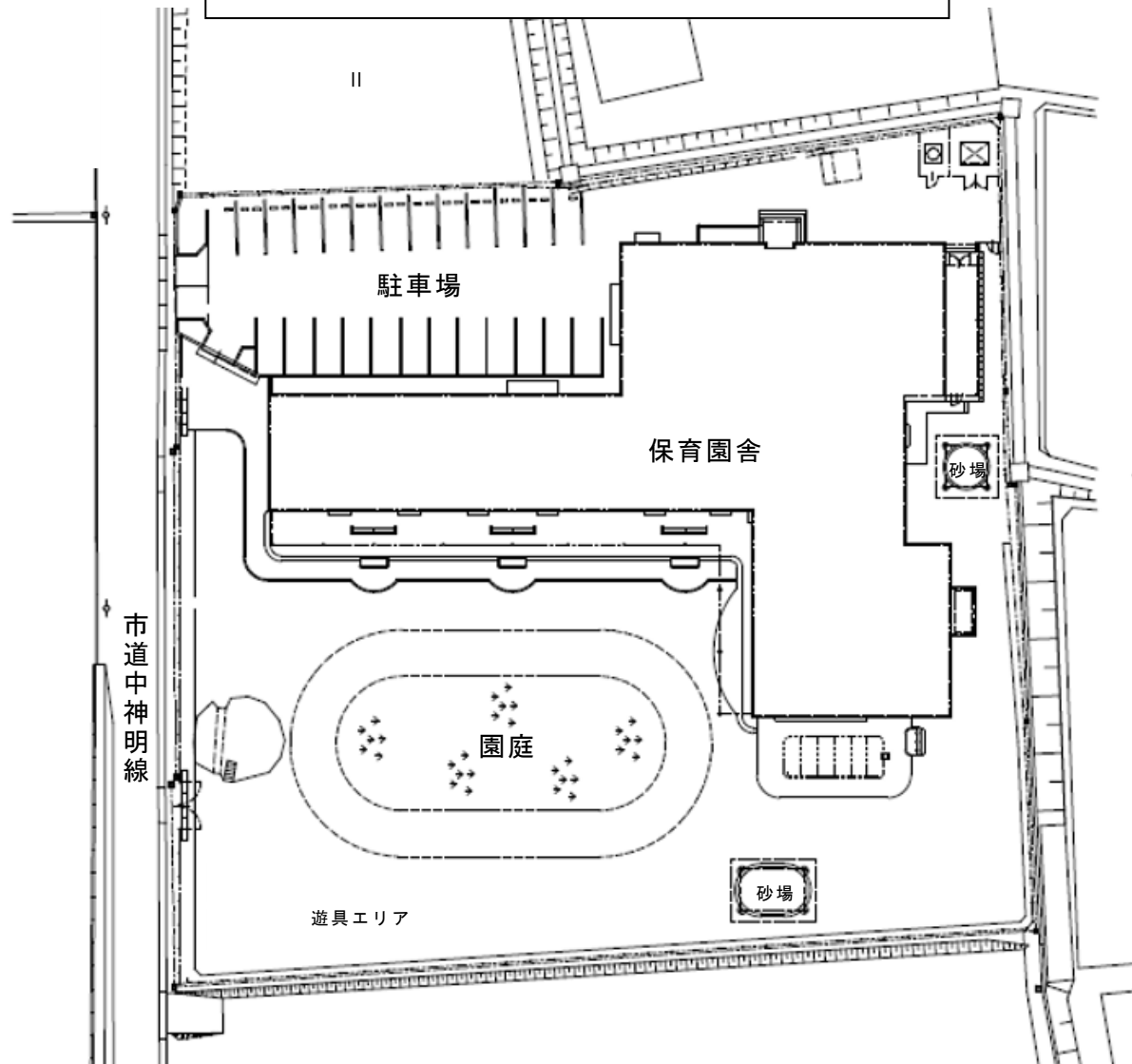
## 議案第1号関係資料(1)

### 高遠保育園建設工事説明資料

工 事 名	高 遠 保 育 園 建 設 工 事			
工種、金額 及 び 相 手 方	工 種	金 額		相 手 方
	建 築 工 事	313,200,000円 (内消費税 23,200,000円)		株式会社ヤマウラ伊那支店 支店長 山本 勇司
	機械設備工事			
	電気設備工事			
工 事 概 要	構 造 鉄骨造り 平屋建て 延べ床面積 1,199.59 m <sup>2</sup> (園舎) 部 屋 構 成 保育室(6室)、未満児保育室(2室)、特別室、遊戯室、未満児遊戯室、事務室、給食室、トイレ(園児用2か所、未満児用1か所)、休憩室、器具庫、保材室ほか			
工 事 期 間	契約の日から平成31年3月29日まで			
予 算	総事業費	430,100,000円	主な財源	合併特例事業債(充当率95%、交付税算入率70%)

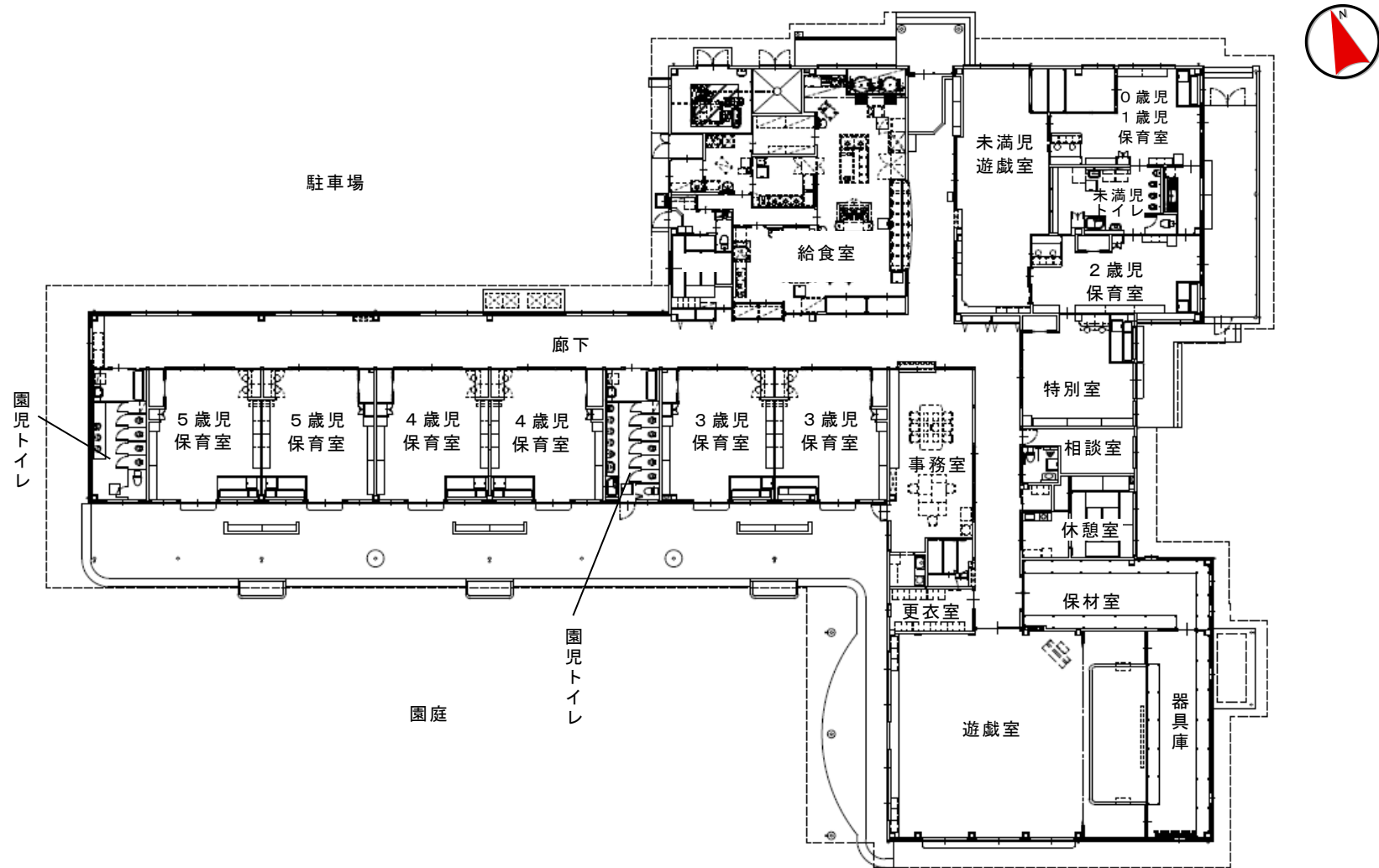
議案第1号関係資料(2)

高遠保育園建設建築工事配置図



議案第1号関係資料(3)

高遠保育園建設建築工事平面図



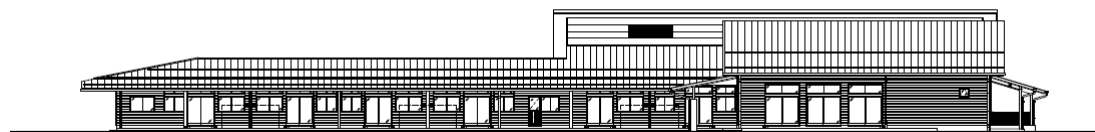
議案第1号関係資料(4)

高遠保育園建設建築工事立面図

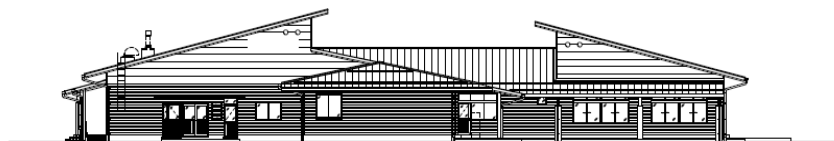
東側



南側



西側

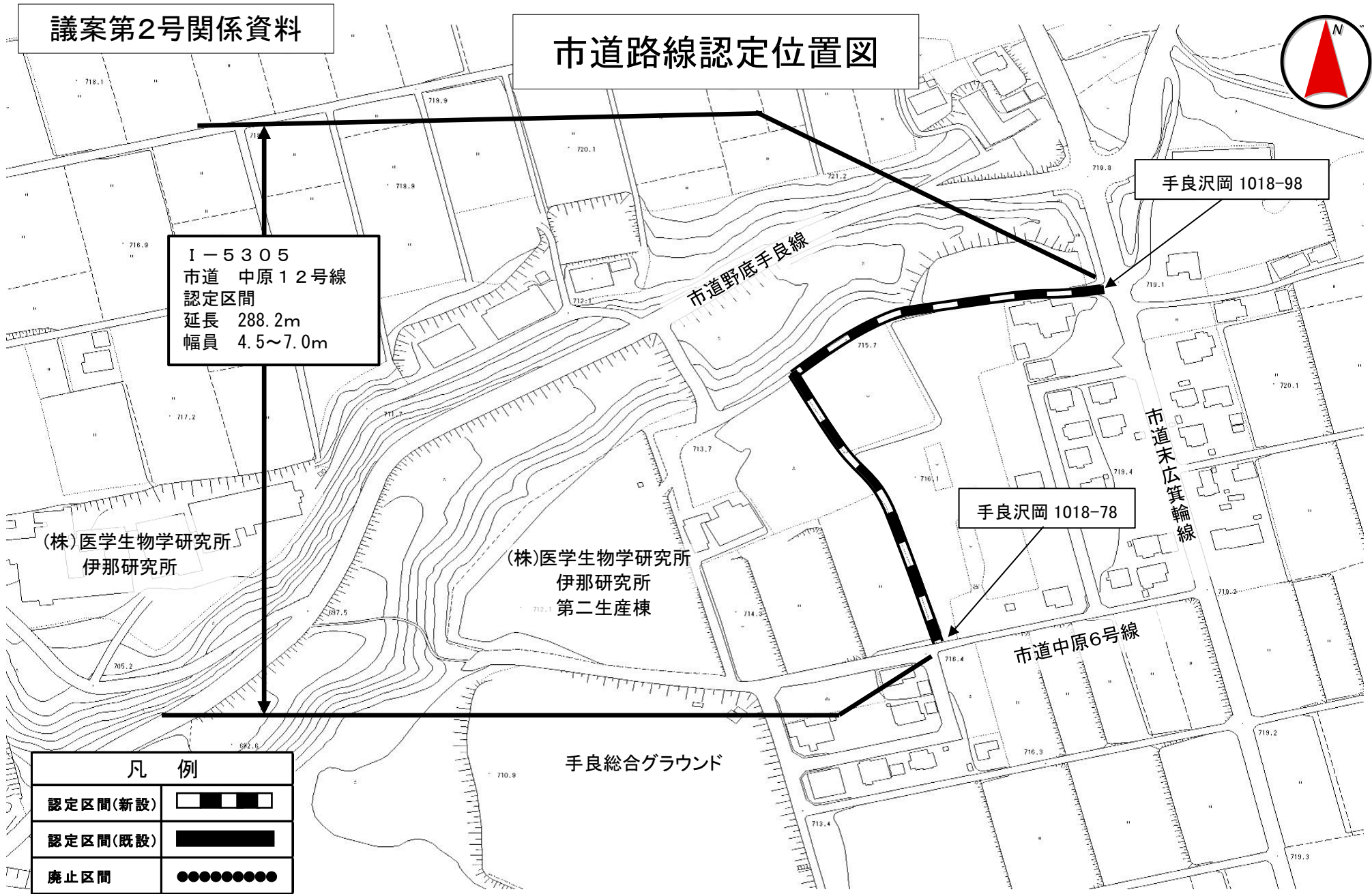


北側



議案第2号関係資料

市道路線認定位置図



I-5305  
市道 中原12号線  
認定区間  
延長 288.2m  
幅員 4.5~7.0m

手良沢岡 1018-98

手良沢岡 1018-78

(株)医学生物学研究所  
伊那研究所

(株)医学生物学研究所  
伊那研究所  
第二生産棟

手良総合グラウンド

市道中原6号線

市道末広算輪線

凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	

# 議案第3号関係資料

## 伊那市税条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)            第10条の2 略            2～14 略   <u>15</u> 略</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)            第10条の2 略            2～14 略  <u>15</u> 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。  <u>16</u> 略</p>



## 議案第4号関係資料

### 伊那市定住自立圏形成協定の議決に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p><u>伊那市定住自立圏形成協定の議決に関する条例</u></p>	<p><u>地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例</u></p>
<p>(議決事件) 第2条 前条の規定により伊那市議会の議決すべき事件は、<u>定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告</u>とする。</p>	<p>(議決事件) 第2条 前条の規定により伊那市議会の議決すべき事件は、<u>次のとおり</u>とする。   <u>(1) 伊那市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。</u>  <u>(2) 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告に関すること。</u></p>

## 議案第6号関係資料

### 伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>4～5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)～(9) 略</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4～5 略</p>